

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 22 年度
計画更新年度	令和 2 年度
計画主体	岩手県釜石市

釜石市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 釜石市 産業振興部 農林課 林業振興係
所在地 〒026-8686
岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
電話番号 0193-22-2111 (内線 302)
FAX番号 0193-22-9005
メールアドレス nourin@city.kamaishi.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシン、アナグマ、カモシカ、カラス、スズメ、カルガモ、イノシシ
計画期間	令和2年度～平成4年度
対象地域	岩手県釜石市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	稲、豆類、果樹、飼料作物（牧場含む）、野菜、いも類、工芸作物	被害面積 19.74ha 被害金額 14,586千円
ツキノワグマ	稲、果樹、野菜、いも類	被害面積 0.14ha 被害金額 846千円
ニホンザル	稲、果樹、野菜	被害面積 0.04 ha 被害金額 46千円
ハクビシン	稲、果樹、野菜、いも類	被害面積 0.34ha 被害金額 1,403千円
アナグマ	野菜	被害面積 0.01 ha 被害金額 30千円
カモシカ	稲、果樹、野菜	被害面積 1.41ha 被害金額 1,568千円
カラス	稲、果樹、野菜、いも類	被害面積 0.78ha 被害金額 3,766千円
スズメ	稲	被害面積 0.30ha 被害金額 317千円
カルガモ	稲	被害面積 0.10ha 被害金額 109千円
イノシシ	なし	被害面積 0ha 被害金額 0円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○近年の傾向

人口減少に伴う空き家や空き地の増加や交通量の減少、収穫しない果樹の放置により野生鳥獣が人間の生活場所にまで生息域を広げてきている。そのため、農林業被害だけでなく、生活被害、人身被害など、野生鳥獣との軋轢が生じやすい状況となっている。

[ニホンジカ]

生息域は市内全域に拡大している。特に里で生まれ、その里ジカがまた子を産むという、里ジカの世代交代が進んでおり、住民の生活場所へ入り込む個体が多くなっている。被害時期は通年で、畑や水稲、樹皮剥ぎといった農林業被害だけではなく、庭木や家庭菜園等の食害、車や列車との衝突事故などの被害がある。休牧している放棄牧草地では、一部電気柵を張ったものの、依然被食状況は変わらず、繁殖拡大の要因となっている。

[ツキノワグマ]

ツキノワグマによる農業被害は、主に果樹やトウモロコシなどであるが、人間の生活場所付近にある放置果樹（柿・栗・くわ・さくらんぼ）を目当てに春から秋にかけて出没することもある。特に冬眠明けの春には山にエサがないため、人里に下りてきてエサを探し、一度味をしめるとそこに依存し続け、人身被害の恐れが高い状況となる。クマの出没状況は、その年によって大きく変動し、それによって被害額も増減している。令和2年度の出没は過去最高となる見通しで、人身被害も3件発生した。

[ニホンザル]

ニホンザルの群れの生息域は、甲子町大橋から洞泉地区である。洞泉地区を中心とした電気柵の設置、放置果樹の伐採を行っているが、未だ里に依存している状況である。また、群れの頭数も増加傾向にあり、市内各所でもハグレザルが目撃されているため、市内のサルの生息数は増加していると考えられる。

[ハクビシン]

生息域は、市内全域に広がっている。人間の生活場所付近を住処とするため、古い家屋や小屋等の屋根裏に住みつき、そこから畑などの作物を食害している。屋根裏に住みついた場合、天井の一部が腐食するなどの生活被害が発生している。

[アナグマ]

生息域は主に山間部であるが、小屋の脇に穴を掘って住処としたり、畑に穴を掘るなどの被害がある。被害地域、件数ともそれほど多くない。

<p>[カモシカ] 生息域は山間部であるが、山間部に近い農地では作物への食害がある。また、なわばりをもっているため、繰り返し同じ農地で被害が出ている。</p> <p>[カラス] 生息域は市内全域であり、稲や果樹への被害が拡大している。また、海岸付近の沿岸部では、フンによる生活被害も発生している。</p> <p>[スズメ] 主に水稻への被害。被害額はその年によって変動がある。</p> <p>[カルガモ] 水稻への被害のみ。</p> <p>[イノシシ] 農作物の被害はないが、市内山林や林縁部での目撃情報が寄せられている。山間部では車との衝突事故も発生し、親子連れの目撃も出てきている。</p>
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度） 被害面積、被害金額		目標値（令和4年度） 被害面積、被害金額	
ニホンジカ被害面積 (うち公共牧場内被害)	19.74ha (16.07ha	14,586 千円 8,428 千円)	17.39ha (14.46ha	12,511 千円 7,585 千円)
ツキノワグマ	0.14ha	846 千円	0.13ha	761 千円
ニホンザル	0.04ha	46 千円	0.04ha	41 千円
ハクビシン	0.34ha	1,403 千円	0.31ha	1,263 千円
アナグマ	0.01ha	30 千円	0.01ha	27 千円
カモシカ	1.41ha	1,568 千円	1.23ha	1,411 千円
カラス	0.78ha	3,766 千円	0.70ha	3,389 千円
スズメ	0.30ha	317 千円	0.29ha	301 千円
カルガモ	0.10ha	109 千円	0.09ha	104 千円
イノシシ	0.00ha	0 千円	0.00ha	0 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
--	---------------	----

<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元猟友会への有害捕獲許可 ・ 里ジカ捕獲のため、ICTと連携した囲いワナの導入 ・ 箱ワナ、くくりワナの購入と貸出 ・ 捕獲後の鳥獣は焼却処分、有害捕獲分の処分費は市が負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少、高齢化 ・ 里ジカの捕獲・追い払い方法 ・ 捕獲に対する一般市民の理解醸成
<p>防護柵の設置に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地への防護柵資材の貸出（唐丹地区・小川地区・甲子地区） ・ 農家及び一般家庭への防護網購入支援 ・ 動物駆逐用煙火による追い上げ・追い払い ・ 被害相談時における、放置果樹の伐採のお願い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化により、自力での維持管理が困難。 ・ 放置果樹の所有者不明

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の相談があった際にできるだけ現地に行って被害の程度等を確認し、防除方法を指導する。指導結果の効果を検証し、野生鳥獣の寄り付かない圃場を増やしていく。 ・ 新規の狩猟免許取得者への補助金交付 ・ 被害相談や捕獲依頼があった場合、釜石市鳥獣被害対策実施隊と連携し、より効果的な防除・捕獲方法を探り、実施する。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 釜石大槌猟友会に有害鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ）捕獲業務を委託。有害捕獲業務では、ライフル銃での捕獲が不可欠である。 ・ 住民からの被害相談、捕獲依頼の際に、釜石市鳥獣被害対策実施隊と連携して、効果的な方法を実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度～ 令和4年度	ニホンジカ	里ジカの行動調査により、効果的な捕獲を実施する。
令和2年度～ 令和4年度	ツキノワグマ	住民に危害を加える恐れがある場合には、必要最小数の捕獲を実施する。放置果樹や誘因物の除去。
令和2年度～ 令和4年度	ニホンザル	パトロール隊の設置による追い上げ、追い払いの実施。行動域の拡大を防ぐ方法の検討。放置果樹の伐採。
令和2年度～ 令和4年度	ハクビシン・アナグマ	箱ワナによる積極的な捕獲の実施。
令和2年度～ 令和4年度	カモシカ	カモシカによる被害調査を実施。
令和2年度～ 令和4年度	カラス・スズメ・カルガモ	効果的な防除方法や捕獲方法について検討・実施する。
令和2年度～ 令和4年度	イノシシ	生息密度が低いため、痕跡や目撃情報の取得に努める。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ニホンジカ
 - ・生息数の減少がみられないことから、積極的に捕獲を進める。
 - [令和元年度全捕獲実績：1,282頭]
- ツキノワグマ
 - ・誘因物の除去等の対策をしてもなおその場に依存するなど、市民に危害を加える恐れがある個体は、直ちに有害捕獲を申請する。
 - [令和元年度実績：有害捕獲2頭]
- ニホンザル
 - ・生息域調査や群れの個体数調査を行い、許可権者と協議し決定する。ただし、市民に危害を加える恐れがある個体は直ちに有害捕獲を申請する。
- ハクビシン
 - ・外来種であることから、積極的に捕獲を進める。
 - [令和元年度実績：有害捕獲29頭]
- アナグマ
 - ・農地や農作物等に被害を及ぼしている個体を捕獲する。
 - [令和元年度実績：有害捕獲5頭]
- カモシカ
 - ・生息数の把握及び被害状況を把握したうえで、カモシカ管理実施計画策定後に決定する。
- カラス
 - ・生活や農業への被害を把握し、積極的に捕獲を進める。
- スズメ
 - ・水稲への被害が主であるため、積極的に捕獲を進める。
- カルガモ
 - ・水稲への被害のみのため、加害個体を中心に捕獲を進める。
- イノシシ
 - ・市内での目撃数が増加し、いつ農業被害が起こってもおかしくない状況であることから、目撃箇所を中心に積極的に捕獲を進める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ (全捕獲頭数)	1,300頭	1,330頭	1,350頭
ツキノワグマ	必要最小数		

	※市民に危害を加える恐れがある場合は、直ちに有害捕獲を申請し捕獲する。		
ニホンザル	必要最小数 ※市民に危害を加える恐れがある場合は、直ちに有害捕獲を申請し捕獲する。		
ハクビシン	可能な限り捕獲する。		
アナグマ	被害を及ぼしている個体を捕獲する。		
カモシカ	恒常的に被害を及ぼしている個体のみとし、カモシカ管理実施計画策定後の捕獲許可頭数内。		
カラス	可能な限り捕獲する。		
スズメ	可能な限り捕獲する。		
カルガモ	可能な限り捕獲する。		
イノシシ	2頭	5頭	7頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>ニホンジカ・イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釜石大槌猟友会への有害捕獲の委託（銃器・わな）。 ・釜石市鳥獣対策実施隊との連携による効果的な捕獲方法の実施。 <p>ツキノワグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払いを基本とし、それでもなお人身被害、生活被害の恐れがある場合に捕獲（銃器・箱わな）を実施する。 <p>ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害の恐れまたは発生した場合に、有害捕獲を申請する。 <p>ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に箱わなでの捕獲を進める。 <p>アナグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体については、箱わなでの捕獲を進める。 <p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期に、銃器での捕獲を進める。 <p>スズメ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期に、農地周辺で重点的な捕獲（銃器）を進める。 <p>カルガモ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生前の時期に、農地周辺で捕獲（銃器）を進める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <p>侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカによる被害が多くを占めている。当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気付かれ有害捕獲が進まない状況にある。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することもできる。</p> <p>〈参考〉 釜石市鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲従事者 58名 うちライフル銃所持者 26名</p> <p>○取組内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ニホンジカ・イノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4月～10月、3月 捕獲予定箇所：市内一円・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	防護網 14,000m	防護網 14,000m	防護網 14,000m
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	電気柵と金網柵 の複合柵 815m	電気柵と金網柵 の複合柵 1,000m	電気柵と金網柵の 複合柵 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	ツキノワグマ ニホンザル ハクビシン・アナグマ	放置果樹や誘因物の除去、出没時の追い払い。 サルパトロール隊による追い上げ、追い払い。サルが依存している放置果樹を伐採し、里への依存をなくすことで、生息域の縮小を目指す。地域住民の被害防止意識の普及啓発、サルの位置情報システム活用による被害予測、予防対策実施。 箱ワナの貸与。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

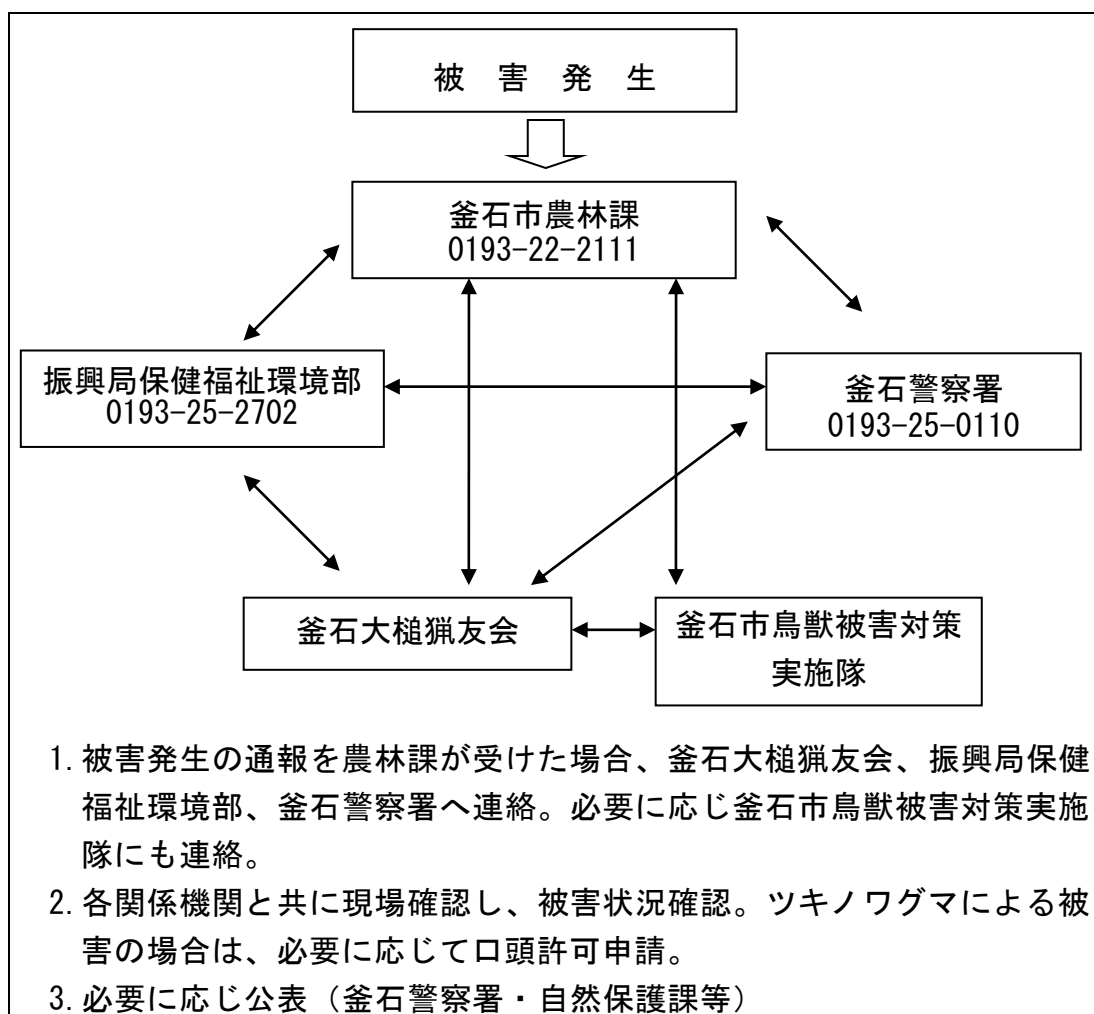
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局農林部 (大船渡農業改良普及センターを含む)	農林業にかかる鳥獣被害対策への指導及び助言
岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	有害捕獲等への指導及び助言、許可
釜石警察署生活安全課・地域課	住民の生命や生活への被害の対応
釜石市農林課林業振興係	住民からの相談・指導。現地確認、見回

	り、追い払い。有害捕獲等への許可申請、許可
釜石大槌猟友会	住民からの相談、現地確認、見回り、追い払い、有害捕獲等
釜石市鳥獣被害対策実施隊	被害現場の確認、見回り、追い払い、有害捕獲等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により

記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の個体は原則持ち帰り、処理施設で焼却処分。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響により制限されているため、現時点での計画はなし。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	釜石地区鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
釜石市産業振興部農林課	協議会事務局。鳥獣被害への具体的な対策実施、被害の把握と防除対策の普及啓発等
釜石大槌猟友会	有害鳥獣捕獲に関する対応、防除対策への意見提言等
花巻農業協同組合	農業分野からの情報提供等
釜石地方森林組合	被害林家からの情報提供等
市内地域会議	地域住民の協力体制の構築等
鳥獣保護巡視員	適正な鳥獣捕獲への意見提言等
三陸中部森林管理署	国有林の鳥獣被害状況、意見提言等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

岩手県沿岸広域振興局農林部 (大船渡農業改良普及センターを含む)	協議会の運営、活動に対する指導、助言。 交付金に関する書類等審査。
岩手県沿岸広域振興局保健福祉 環境部	活動に対する指導、助言
釜石警察署生活安全課	活動に対する指導、助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

釜石市鳥獣被害対策実施隊 令和元年度 45 名 (市職員除く)
活動内容
・ 有害鳥獣出没時のパトロール活動
・ 防護柵の設置など、地区の被害防除対策等の指導・助言
・ 捕獲活動の実施

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>人口減少に伴う空き家や空き地の増加、山に人が入る機会の減少、狩猟者の高齢化など、野生鳥獣が里に出没しやすくなる条件が重なり、被害防止対策にはマイナスの要因が増えていく中で、何を守りたいのかを明確にし、効果的な施策を取捨選択していかなければならない。そのためには、被害を受けている農家・林家、住民や企業が今後どのように対策を行い、その結果、被害をどこまで減らしたいのかという目標を各自で決めることが必要である。市や協議会、実施隊などは、それを達成できるよう指導・助言し、目標達成に導くことが大切な役割である。</p>
--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。